

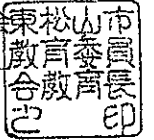


東松教学発第 0823001 号

平成 28 年 8 月 24 日

東松山市立小・中学校通学区域審議会 会長 様

東松山市教育委員会
教育長 中村 幸



高坂小学校・桜山小学校・野本小学校及び南中学校・白山中学校の
通学区域の変更（案）について（諮問）

高坂小学校の児童数の増加により、本市では平成 26 年度から今年度にかけて校舎を改修し、普通教室の増築を行ってまいりました。しかし、児童数の増加は続き、それに伴う教育環境の悪化が深刻な問題となつてまいりました。

このことから、高坂小学校、桜山小学校及び近隣の野本小学校を含め、高坂小学校の大規模化への対応を行うことを教育委員会にて決定いたしました。

また、小学校と中学校の通学区域は連動していることから、南中学校及び白山中学校の通学区域の変更も必要となつてまいります。

つきましては、下記のとおり通学区域を変更することについて諮問いたします。

記

《諮問内容》

1 高坂小学校、桜山小学校及び野本小学校の通学区域の変更について

- (1) 高坂小学校区内の毛塚、西本宿第一・第二、米沢地区を桜山小学校区とする。
- (2) 高坂小学校区内のあずま町 1 丁目、4 丁目地区を野本小学校区とする。

2 南中学校及び白山中学校の通学区域の変更について

- (1) 上記 1 (1) の区域を南中学校の通学区域から除く。
- (2) 上記 1 (1) の区域を白山中学校の通学区域とする。

3 変更の期日及び方法

- (1) 高坂小学校、桜山小学校及び野本小学校の通学区域の変更は、平成 30 年度からとする。

ただし、変更する地域に居住していて、平成 28 年度高坂小学校第 3 学年又は第 4 学年に在籍している児童は、保護者の意向により、小学校卒業まで高坂小学校に在籍できるものとする。

- (2) 南中学校及び白山中学校の通学区域の変更は、平成 31 年度の新入生から順次適応する。

ただし、平成 30 年度及び平成 31 年度高坂小学校卒業生は、保護者の意向により、南中学校への入学もできるものとする。

4 答申の期限

平成 28 年 11 月 30 日